

基本仕様書

- 1 件名 地方独立行政法人市立東大阪医療センター職員健康診断業務委託
- 2 業務内容 (1) 定期健康診断
(2) 特定業務従事者健康診断及び特別健康診断
(3) 子宮がん検診
(4) 胃部X線検診
(5) 乳がん検診
- 詳細は別紙業務仕様書のとおり
- 3 委託期間 令和8年4月1日から令和11年3月31日まで
- 4 実施場所及び方法 地方独立行政法人市立東大阪医療センターが指定した会場で巡回検診方式
詳細は別紙業務仕様書のとおり
- 5 受診予定人数 別紙業務仕様書のとおり
- 6 その他 労働安全衛生法、労働者災害補償保険法及び個人情報保護法等の関係法令を遵守し、
健診等の実施において全ての責任を負うものとする。
業務仕様書に定めのない事項については、関係法令等の定めによるものとし、必要に
応じて協議するものとする。
関連する最新情報について随時提供すること。また、法改正等に伴い検査項目等につ
いては、適宜変更するもの。
実施時期、実施場所及び受診人数等は実績をもとに想定しているものであり、約束す
るものではない。

業務仕様書

1. 定期健康診断

1 履行日時(予定) 令和 8 年 8 月
午前 9 時 00 分～午後 4 時 30 分

※令和 9 年度以降：実施時期および日時は未定とし、各年度開始前に協議のうえ決定するものとする。

2 履行場所(予定) 市立東大阪医療センター本館 3 階 A・B 会議室・巡回検診車
3 業務項目・対象者数 別表 1 のとおり

別表 1 (業務項目・対象者数)

検査項目	対象者内訳					
	29 歳 以下	30 歳以上 34 歳以下	35 歳以上 39 歳以下	40 歳 以上	50 歳以上 男性	ボランティア 職員 (年齢問わず下 記項目)
既往歴及び業務歴、自覚症状及び他覚症状の有無等	○	○	○	○	○	○
医師による視触診・聴打診等の診察	○	○	○	○	○	
身長・体重測定 (肥満度・BMI)	○	○	○	○	○	
腹囲測定	○ (事務職員 除く)	○ (事務職員 除く)	○ (事務職員 除く)	○	○	
視力検査	○	○	○	○	○	
聴力検査	○	○	○	○	○	
胸部 X 線検査 (デジタル撮影)	○	○	○	○	○	○
血圧測定	○	○	○	○	○	
血液検査 (別表 2 のとおり)	○ (事務職員 除く)	○	○	○	○ (PSA 検査あり)	
尿検査 (糖、蛋白、ウロビリノゲン、潜血)	○	○	○	○	○	
心電図検査 (12 誘導)	○ (事務職員 除く)	○ (事務職員 除く)	○ (事務職員 除く)	○	○	
対象人数	400 名程度 (うち事務職員 15 名)	120 名程度 (うち事務職員 15 名)	110 名程度	550 名程度	85 名程度	5 名程度

別表 2 (血液検査項目)

- ◆肝機能 (GOT・GPT・γ-GTP・ALP・総蛋白・アルブミン・グロブリン)
- ◆腎機能 (尿素窒素・尿酸・クレアチニン・eGFR)
- ◆血中脂質 (TG・HDL-ch・LDL-ch)
- ◆膵機能 (アミラーゼ)
- ◆血糖 (HbA1c、血糖)
- ◆貧血 (白血球数・赤血球数・血色素量・ヘマトクリット)
- ◆PSA 検査 (50 歳以上男性のみ)

2. 特定業務従事者健康診断及び特別健康診断

- 1 履行日時(予定) 1回目：令和8年8月
2回目：令和9年2月
午前9時00分～午後4時30分
※令和8年8月は、定期健康診断と併せて実施
※令和9年度以降：実施時期および日時は未定とし、各年度開始前に協議のうえ決定するものとする。
- 2 履行場所(予定) 市立東大阪医療センター本館3階A・B会議室
- 3 業務項目・対象者数 別表3のとおり

別表3 (業務項目・対象者数)

業務名	項目	受診予定者数
特定業務従事者健康診断	既往歴及び業務歴、自覚症状及び他覚症状の有無等 身長、体重測定 腹囲測定 視力検査、聴力検査 血圧測定 尿検査（尿中の糖及び蛋白の有無） 心電図検査 血液検査 <ul style="list-style-type: none"> ◆肝機能 (GOT、GPT、γ-GTP) ◆血中脂質 (TG・HDL-ch・LDL-ch) ◆血糖 (HbA1c) ◆貧血 (赤血球数及び血色素量) ただし、労働安全衛生規則（昭和47年労働省令第32号）第45条第2項の規定に該当するものは省略する	450名程度
特別健康診断	(1)有機溶剤（キシレン）業務従事者 業務歴の経歴の調査 作業条件の簡易な調査 有機溶剤による健康障害の既往歴並びに自覚症状及び他覚症状の既往歴の有無の検査 有機溶剤による自覚症状又は他覚症状と通常認められる症状の有無の検査 尿中代謝物検査（メチル馬尿酸）	10名程度
	(2)電離放射線業務従事者 ①問診（被ばく歴の有無（被ばく歴を有する者については、作業の場所、内容及び期間、放射線障害の有無、自覚症状の有無その他放射線による被ばくに関する事項）の調査及びその評価） ②血液検査（白血球数、白血球百分率、赤血球数、血色素量、ヘマトクリット）	5ミリシーベルト超 110名程度 5ミリシーベルト未満 120名程度

	<p>③白内障に関する眼の検査 ④皮膚の検査</p> <p>※健康診断を行おうとする日の属する年の前年 1 年間に受けた実効線量が 5 ミリシーベルトを超えず、かつ、当該健康診断を行おうとする日の属する 1 年間に受ける実効線量が 5 ミリシーベルトを超えるおそれのない者に対しては③④を省略し、年 2 回のうち 1 回は②を省略する。</p>	
--	--	--

3. 乳がん検診

- 1 履行日時(予定) 令和 8 年 10 月
午前 9 時 00 分～午後 4 時 00 分
- ※令和 9 年度以降：実施時期および日時は未定とし、各年度開始前に協議のうえ決定するものとする。
- 2 履行場所(予定) 市立東大阪医療センター新館 1 階研究室・巡回検診車
- 3 業務項目 問診、乳房エックス線検査(マンモグラフィ)
40 歳以上 50 歳未満 2 方向 50 歳以上 1 方向
- 4 対象者数 市立東大阪医療センター：40 歳以上 50 歳未満 130 名程度 50 歳以上 140 名程度
中河内救命救急センター：10 名程度
(満 40 歳以上の女性職員のうち希望する者)

4. 胃部X線検診

- 1 履行日時(予定) 令和 8 年 12 月
午前 9 時 00 分～午前 11 時 30 分
- ※令和 9 年度以降：実施時期および日時は未定とし、各年度開始前に協議のうえ決定するものとする。
- 2 履行場所(予定) 市立東大阪医療センター新館 1 階研究室・巡回検診車
- 3 業務項目 問診、血圧測定、胃部レントゲン間接撮影
- 4 対象者数 市立東大阪医療センター：70 名程度 中河内救命救急センター：20 名程度
(満 35 歳以上の職員うち希望する者)

5. 子宮がん検診

- 1 履行日時(予定) 令和 9 年 2 月
午前 9 時 00 分～午後 4 時
- ※令和 9 年度以降：実施時期および日時は未定とし、各年度開始前に協議のうえ決定するものとする。
- 2 履行場所(予定) 市立東大阪医療センター新館 1 階研究室・巡回検診車
- 3 業務項目 問診、医師による直接採取
- 4 対象者数 市立東大阪医療センター：360 名程度 中河内救命救急センター：8 名程度
(満 30 歳以上の女子職員のうち希望する者)

6. その他

- 1 問診票の項目はいずれの健診も市立東大阪医療センターと協議の上、作成する。市立東大阪医療センターが提供する受診対象者データをもとに、受診票を作成し、所属コード・所属名・職員番号・氏名・性別・年齢・生年月日・健診種目をあらかじめ印字し、所属課毎に分類の上、指定する順に並べて封入の上、健診開始日の 2 週間前までに納品すること。

白紙の問診票と封筒について市立東大阪医療センターの指示する部数を用意して納品すること。また、追加等が発生した場合は、随時対応すること。

- 2 受託者が受診する職員の受付を行い、問診票の内容などを確認し、必要な説明を行うこと。受付時間等について、やむを得ず受託者又は市立東大阪医療センターで時間変更の希望があった場合、両者協議の上、変更を行う。
- 3 巡回検診車は必要な台数を受託者が準備すること。また、事前に検診車の台数や駐車場所を市立東大阪医療センターと協議する事。
- 4 至急、精密検査や措置を必要とする受診者が出了した場合、直ちに市立東大阪医療センターに連絡すること。
- 5 心電図又は胸部 X 線検査において、緊急連絡対象者が発生した場合は、心電図波形データもしくは胸部 X 線画像を市立東大阪医療センターに提供すること。
- 6 胃部 X 線検診は、医師を帯同させること。
- 7 胃部 X 線検診で有所見者が出了した場合、有所見者の一覧の帳票と職員配布用の検査画像 (CD-R) を、市立東大阪医療センターへ提出すること。
- 8 電離放射線業務従事者健康診断については、被ばく歴の有無や実効線量等の情報を事前に提供するため、その内容を問診票に印字すること。
- 9 健康診断結果の提出について
 - ・健康診断結果一覧表及び健康診断個人台帳を帳票でそれぞれ 1 部、エクセル形式のデータを 1 部、市立東大阪医療センターへ提出すること。
 - ・健康診断結果一覧表及び健康診断個人台帳は、市立東大阪医療センターが指定する順に並べて作成すること。
 - ・市立東大阪医療センターの指定する区分ごとに健康診断結果報告書(労働基準局提出様式に準じたもの)を提出すること。
 - ・受診者個人に対する通知においては、1 名分ごとに密封し、所属部課名を記載、所属順に並べたうえ市立東大阪医療センターに提出すること。
 - ・健診結果一覧表及び受診者個人に対する通知には 3 年分(現年と過去 2 年間)の受診記録を記載すること。
(データ提供)
 - ・40 歳以上の特定健診受診者については、厚生労働省の定める標準仕様 XML 形式で磁気媒体にて提出すること。XML 形式でのデータ提出に係る費用は、大阪府市町村職員共済組合に請求すること。
- 10 業務内容(1)定期健康診断と(2)特定業務従事者健康診断及び特別健康診断については市立東大阪医療センター職員のみでの実施とし、(3)乳がん検診、(4)胃部 X 検診、(5)子宮がん検診は、中河内救命救急センター職員を含めて実施する。(3)(4)(5)の請求書については、各事業所の受診人数に応じて費用を按分し、事業所ごとに請求書を送付すること。